

気仙沼市ふるさと支援寄附金交付要綱

令和元年12月26日

(趣旨)

第1条 この要綱は、気仙沼市に対し第2条第1項第4号に定める指定寄附金の取扱いに関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 非営利活動 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）別表（第2条関係）に掲げる活動であって、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。
- (2) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項の規定により設立された特定非営利活動法人をいう。
- (3) NPO等 NPO法人，市民活動団体，ボランティア団体及び自治会等の非営利活動を行う団体をいう。
- (4) 指定寄附金 個人，法人及びその他の団体（以下「個人等」という。）が，NPO等の活動支援を用途として指定し，気仙沼市に対して寄附を行った金銭又は気仙沼市が個人等から寄附され受領した金銭のうち，NPO等の活動支援を用途として指定されたもの。
- (5) 寄附者 気仙沼市に対して指定寄附金を寄附した者をいう。
- (6) 支援寄附金 気仙沼市から，NPO等に対して寄附を行う金銭，又は寄附を行った金銭をいう。
- (7) 指定NPO等 第4条第2項の規定により指定を決定したNPO等をいう。

(NPO等の対象要件)

第3条 支援寄附金の交付対象となるNPO等は，次に掲げる(1)から(6)の要件を満たさなければならない。

- (1) 気仙沼市内に主たる事務所を置き，総会，理事会等により団体の意思決定を行っていること。
- (2) 法人格の有無に関わらず，定款又は団体の規約を備えていること。
- (3) 情報を広く開示していること。具体的には活動内容や決算・財務の状況を自らのホームページ又は日本財団が提供する公益コミュニティサイトCANPAN（以下「CANPAN」という。）などで公開していること。
- (4) NPO法人の場合，特定非営利活動促進法で定めるところにより事業報告書を所轄庁

へ提出していること。

(5) 気仙沼市民活動支援センター要綱（平成18年3月31日告示第10号）第7条の許可を受けていること。

(6) 構成員が、気仙沼市暴力団排除条例（平成25年気仙沼市条例第39号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第3号に規定する暴力団員でなく、又はそれらと密接な関係を有していないこと。

2 NPO等の活動が次の(1)から(6)の条件を満たす活動であること。

(1) 第2次気仙沼市総合計画に掲げる施策に反する活動でないこと。

(2) 支援寄附金の多少にかかわらず支援寄附金の交付後1年以上継続する活動であること。

(3) 構成員のみを対象とする活動でないこと。

(4) 市内で概ね1年以上の継続的な活動実績があること。

(5) 構成員のうち1名以上の者が、市内に在住し、活動に従事すること。

(6) 法令違反、公序良俗に反する活動等でないこと。

(7) 目的が、宗教、政治的な活動でないこと。

（支援寄附金を活用するNPO等の指定）

第4条 支援寄附金の交付を受けようとするNPO等は、気仙沼市ふるさと支援寄附金活用NPO等指定申請書兼誓約書（様式第1号）、NPO等の活動状況（様式第2号）及び定款を市長に提出し、市長の指定を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合、支援寄附金を活用するNPO等の指定又は不指定を決定し、気仙沼市ふるさと支援寄附金活用NPO等指定決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

（指定寄附金の募集及び受付）

第5条 市長は、指定NPO等の活動の内容をインターネット等により公開し、指定寄附金の募集及び受付を行うものとする。

2 市長は、第7条に係る礼状又は返礼品を送ることを希望する寄附者に対して、指定NPO等に寄附者の氏名、住所及び寄附金額の情報を提供することの同意を求めるものとする。

3 市長は、前項に係る同意を得られた場合に、指定NPO等に対して、寄附者の氏名、住所及び寄附金額の情報を提供できるものとする。

（指定の取消し等）

第6条 指定NPO等が第3条に掲げる要件に違反したときは、市長は、当該指定NPO等に対して改善を求めるとともに、前条の寄附の募集及び受付を中止することができるものと

する。

- 2 市長は、前項の規定により、改善を求めたにもかかわらず、改善されない場合は、支援寄附金を活用するNPO等の指定を取り消すことができるものとする。

なお、この場合においては、当該NPO等を指定して現に受領した寄附金については、指定のない市への寄附金に振り替えることとする。

(礼状及び返礼品)

第7条 指定NPO等は、寄附者に礼状又は返礼品を送ることができる。ただし、返礼品は、原則として指定NPO等の活動に関連したものとし、支援寄附金の受領に伴い提供する返礼品の調達に要する費用の額は、指定寄附金の額の100分の30に相当する額以下とする。

なお、その他、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項に定める基準によるものとする。

- 2 前項の規定により、返礼品を送付する場合は、気仙沼市ふるさと支援寄附金に係る寄附に対する返礼品申告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(交付時期及び交付額)

第8条 市長は、当該NPO等指定NPO等の活動に対する指定寄附金の8割を限度として、NPO等指定NPO等と支援寄附金の交付時期及び交付額について協議する。

(交付手続)

第9条 支援寄附金の交付を受けようとする指定NPO等は、気仙沼市ふるさと支援寄附金交付申請書（様式第5号）を市長に提出することにより申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合、気仙沼市ふるさと支援寄附金交付額確定通知書（様式第6号）を交付し、速やかに支援寄附金を交付するものとする。

(交付の取消し等)

第10条 市長は、次に掲げる場合は、支援寄附金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 指定NPO等が、第3条に違反した場合
- (2) 指定NPO等が、第5条に規定する寄附の受付開始後に著しく活動を変更した場合
- (3) 指定NPO等が、支援寄附金を不正その他不適当な用途に使用した場合
- (4) 交付の決定後に生じた事情の変更等により、支援寄附金を交付することが適当でないと判断される場合

- 2 市長は、前項の規定により取り消し、又は変更した場合において、既に支援寄附金が交付されているときは、期限を付して当該支援寄附金の全部又は一部の返還を命ずるこ

とができる。

(返還された支援寄附金の取扱い)

第11条 前条の規定により返還された支援寄附金については、指定のない市への寄附金に振り替えることができる。

(活動の情報発信)

第12条 指定NPO等は、毎年度、事業活動や決算・財務の状況について自らのホームページ、CANPAN又は会報等により広く情報発信しなければならない。

(状況報告及び調査)

第13条 指定NPO等は、前条の情報発信を行った場合、NPO等の活動支援事業に係る情報発信状況報告書(様式第7号)により市長に報告しなければならない。その他、市長は、支援寄附金の用途に関し必要があると認めるときは、指定NPO等に対して報告を求め、又は実地に調査することができる。

(個人情報の保護)

第14条 指定NPO等は、個人情報の重要性を認識し、個人の権利利益を害することのないよう、適正に取り扱わなければならない。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年12月27日から施行する。